

令和3年第3回(3月)
上越市選挙管理委員会定例会

- 1 日 時 令和3年3月1日(月)午前10時
- 2 場 所 上越市役所 木田第1庁舎 地下 図書室兼会議室
- 3 付議事項
 - 議案第3号 選挙人名簿の抹消について
 - 議案第4号 選挙人名簿の登録について
 - 議案第5号 各種請求を行うに必要な連署者数について
 - 議案第6号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の抹消について
 - 議案第7号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の登録について
 - 議案第8号 市民投票の請求を行うに必要な投票資格を有する者の連署者数について
 - 議案第9号 投票区の変更について
- 4 報告事項
 - 報告1 公職選挙法施行規則の一部改正について
 - 報告2 上越市明るい選挙推進協議会役員会の結果について
 - 報告3 令和3年第1回(3月)上越市議会定例会の審議日程について
 - 報告4 令和3年度予算について
 - 報告5 専決処分した内容について
- 5 その他
 - (1) 次回以降の選挙管理委員会開催等について

令和2年度明るい選挙啓発標語コンクール 明推協会長賞

投票で 明るい未来に 翔く私 中郷小学校6年 林 莉央 さん

議案第3号 選挙人名簿の抹消について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次のとおり同条第1号の死亡者並びに同条第2号の転出者等を選挙人名簿から抹消する。

令和3年3月1日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和3年2月1日 から 令和3年2月28日 の間の	死亡者数 A	111	119	230
	転出者数 B	104	80	184
	職権消除者数 C	0	0	0
抹消者数 (A+B+C) D		215	199	414

議案第4号 選挙人名簿の登録について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第19条第2項及び第22条第1項の規定により、次のとおり選挙人名簿の登録を行う。

令和3年3月1日現在（単位：人）

区 分	男	女	計
前回定時登録日（令和2年12月1日） 現在の名簿登録者数 A	78,181	82,235	160,416
A欄定時登録にかかる補正登録者数 B	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の 選挙時登録における新規登録者数 C	0	0	0
C欄選挙時登録にかかる補正登録者数 D	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の 抹消者数 E	649	580	1,229
今回定時登録における新規登録者数 F	560	468	1,028
差引登録者数 (A+B+C+D-E+F) G	78,092	82,123	160,215

議案第 5 号 各種請求を行うに必要な連署者数について

令和 3 年 3 月 1 日現在の定時登録における選挙人名簿登録者数が確定したことにより、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）等に規定する各種請求を行うに必要な連署者数を次のとおりとする。

1	選挙人名簿登録者数	160,215 人
2	選挙権を有する者の総数	50 分の 1 の数 3,205 人
3	選挙権を有する者の総数	6 分の 1 の数 26,703 人
4	選挙権を有する者の総数	3 分の 1 の数 53,405 人

(3 月 1 日告示予定)

<参考>

請 求 別	根 拠 条 文	連署者数
条例の制定又は改廃請求	地方自治法第 74 条第 1 項	50 分の 1
監査請求	地方自治法第 75 条第 1 項	〃
合併協議会設置の請求	市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項	〃
合併協議会設置否決市町村に対する合併協議会設置についての投票請求	市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項	6 分の 1
議会の解散請求	地方自治法第 76 条第 1 項	3 分の 1
議員の解職請求	地方自治法第 80 条第 1 項	〃
首長の解職請求	地方自治法第 81 条第 1 項	〃
副市長等の解職請求（副市長、選管委員、監査委員）	地方自治法第 86 条第 1 項	〃
教育長又は教育委員の解職請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項	〃

議案第6号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の抹消について

上越市市民投票条例施行規則（平成21年規則第11号）第4条の規定により、次のとおり同条第1号の死亡者、同条第2号の国籍喪失者及び永住外国人資格喪失者、同条第3号の転出者、同条第4号の登録されるべきでなかった者を投票資格者名簿から抹消する。

令和3年3月1日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和2年12月1日 から 令和3年2月28日 の間の	死亡者数 A	322 (1)	352 (0)	674 (1)
	国籍喪失者数 B	0	0	0
	永住外国人 資格喪失者数 C	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	転出者数 D	328 (0)	228 (0)	556 (0)
	職権消除者数 E	0 (0)	0 (0)	0 (0)
抹消者数 (A+B+C+D+E) F	650 (1)	580 (0)	1,230 (1)	

注：表中「男」「女」「計」の()の数字は、内書きで永住外国人の人数

議案第7号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の登録について

上越市市民投票条例（平成21年条例第5号）第7条第1項の規定により、次のとおり投票資格者名簿の登録を行う。

令和3年3月1日現在（単位：人）

区 分	男	女	計
前回の登録日（令和2年12月1日） 現在の名簿登録者数 A	78,299 (118)	82,645 (410)	160,944 (528)
前回登録日から今回までの間の抹消者数 B	650 (1)	580 (0)	1,230 (1)
前回登録日から今回までの間の 補正登録者、職権回復者数 C	0 (0)	0 (0)	0 (0)
今回の新規登録者数 D	563 (3)	470 (2)	1,033 (5)
令和3年3月1日現在の名簿登録者数 (A-B+C+D) E	78,212 (120)	82,535 (412)	160,747 (532)

注：表中「男」「女」「計」の()の数字は、内書きで永住外国人の人数

議案第8号 市民投票の請求を行うに必要な投票資格を有する者の連署者数について

令和3年3月1日現在の上越市市民投票条例（平成21年条例第5号）第7条第1項の規定による投票資格者名簿登録者数が確定したことにより、上越市自治基本条例（平成20年条例第3号）第38条第2項及び第7項に規定する市民投票の実施を請求するために必要な連署者数を次のとおりとする。

- | | | |
|---|----------------------|----------|
| 1 | 投票資格者名簿登録者数 | 160,747人 |
| 2 | 投票資格を有する者の総数 50分の1の数 | 3,215人 |
| 3 | 投票資格を有する者の総数 4分の1の数 | 40,187人 |

(3月1日告示予定)

<参考>

請 求 別	根 拠 条 文	連 署 者 数
市長に対して市民投票の実施を請求することができる総数	上越市自治基本条例第39条第2項	50分の1
市長が速やかに市民投票を実施しなければならない総数	上越市自治基本条例第39条第7項	4分の1

議案第9号 投票区の変更について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項に規定する投票区を次のとおり変更する。

投票区	変 更 後	変 更 前
安塚区 第1投票区	安塚、牧野、上方、本郷、石橋、 板尾、松崎	安塚、牧野、上方、本郷、石橋、 直峰
安塚区 第5投票区	樽田、円平坊、高沢、二本木、 信濃坂	菱里

(4月1日告示予定)

報告1 公職選挙法施行規則の一部改正について

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令等が1月1日に施行されたので、次のとおり報告する。

1 改正事項

別記様式のうち、立候補届出等の国民等が行政機関等に対して行う申請等に係る様式について、押印欄を削除することとされたこと。

2 改正理由

押印廃止により申請手続きのオンライン化を促進し、もって国民の負担を軽減、利便性の向上を図る。

3 施行期日 令和3年1月1日

4 その他

本改正及び今後予定されている新潟県公職選挙法等執行規程の改正内容を確認し、「上越市公職選挙法等執行規程」を改正する。

報告2 上越市明るい選挙推進協議会役員会の結果について

標記会議が開催されたので、その結果を次のとおり報告する。

- 1 日 時 令和3年2月26日（金）午後1時30分から
- 2 会 場 木田第2庁舎（旧ガス水道局庁舎）4階 402会議室
- 3 出席者 明推協役員：山田会長、池墻副会長、細谷副会長、新保理事、
宮崎理事
事務局職員：木村事務局長、笠松係長
- 4 内 容
 - ・令和2年度活動報告について
 - ・令和2年度決算について
 - ・令和3年度活動計画（案）について …別紙1
 - ・令和3年度予算（案）について
 - ・明推協委員の改選について

報告3 令和3年第1回(3月)上越市議会定例会の審議日程について

標記定例会の審議日程が別紙2のとおり決定したことを報告する。

報告4 令和3年度予算について

令和3年度の選挙管理委員会所管の予算について、次のとおり令和3年第1回(3月)上越市議会定例会に提出したことを報告する。

- 1 予算概要
別紙3のとおり
- 2 事業概要(総務常任委員会提出資料)
別紙4のとおり

報告5 専決処分した内容について

上越市選挙管理委員会専決規程(平成24年上越市選挙管理委員会規程第2号)第2条第6号の規定により専決処分した内容について、上越市選挙管理委員会規程(昭和46年上越市選挙管理委員会規程第1号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 告示

告示番号	告示日	件名
3	令和3年2月25日	令和3年第3回(3月)上越市選挙管理委員会定例会の開催について